

個人番号カード及び電子証明書有効期限切れ通知 に関する業務概要及びスケジュールについて

第1.1版
令和元年9月11日

地方公共団体情報システム機構

修正履歴

項番	版数	ページ	修正日	修正内容
1	1.1	3-5	令和元年9月11日	交付申請書の入力期限について、以下のとおり修正 修正前 ①交付申請書の入力は、毎月1日から数えて土日祝日を除く9営業日目が期限である。 修正後 ①交付申請書の入力は、毎月月末が期限である。

目次

1. 本資料の目的	1-1
2. 業務の概要	2-1
3. 業務フローとスケジュール	
3. 1. 個人番号カード有効期限切れまたは個人番号カード及び電子証明書有効期限切れの場合	3-1
3. 2. 電子証明書のみ有効期限切れの場合	3-2
3. 3. 有効期限切れ対象者一覧の受領からカード申請までのスケジュール	
3. 3. 1. 有効期限切れ通知書発送に関する運用スケジュール	3-3
3. 3. 2. 一次運用期間のスケジュール	3-4
3. 3. 3. 二次運用期間のスケジュール	3-5
4. 有効期限切れ対象者一覧の参照方法に関する説明	4-1
5. 有効期限切れ対象者一覧の各項目に関する説明	
5. 1. 有効期限切れ対象者一覧（通知予定：簡易版）の各項目（一次運用期間）	5-1
5. 2. 有効期限切れ対象者一覧の各項目（二次運用期間）	5-2
6. 送付先情報の連携要対象者の特定方法	
6. 1. 送付先情報の連携要対象者の特定方法（一次運用期間）	6-1
6. 2. 送付先情報の連携要対象者の特定方法（二次運用期間）	6-2
7. 有効期限切れ通知書発送対象となる外国人住民について	7-1
8. 居所の判定方法について	8-1
9. 有効期限切れ通知書等について	
9. 1. 有効期限切れ通知書同梱物について	9-1
9. 2. 有効期限切れ通知書イメージ	
9. 2. 1. 有効期限切れ通知書イメージ（個人番号カード・電子証明書 QRコード印字あり）	9-2
9. 2. 2. 有効期限切れ通知書イメージ（個人番号カード・電子証明書 QRコード印字なし）	9-3
9. 2. 3. 有効期限切れ通知書イメージ（電子証明書）	9-4

1. 本資料の目的

2020年1月以降に個人番号カードまたは電子証明書の有効期限を迎える住民に対して、機構から有効期限切れ通知書を送付する。

本資料では、有効期限切れ通知書送付に関する以下の点について、説明する。

- ・ 有効期限切れ通知書の業務概要
- ・ 有効期限切れ通知書送付までのスケジュール
- ・ 機構より送付する「有効期限切れ対象者一覧」の見方
- ・ 有効期限切れ通知書の同梱物
- ・ 市区町村でのご対応について

<市区町村でご対応いただく主な作業は以下の通りです>

- ①有効期限切れ対象者一覧（通知予定）の受領及び確認
- ②交付申請書入力（送付先情報の最新化）
- ③有効期限切れ対象者一覧（発送結果）の受領及び確認

※特に「**交付申請書入力**」につきまして、期間内に実施されなかった場合、対象住民に送付される有効期限切れ通知書に、申請書ID及びQRコード（オンライン申請や証明用写真機からの申請用）が印字されないため、住民に来庁いただき申請書をお渡しいただくこととなります。

（詳細は「3.3.2.一次運用期間のスケジュール」及び「3.3.3.二次運用期間のスケジュール」を参照願います）

※本資料では「有効期限切れ通知書」と表記しているが、有効期限を前に案内を行うため住民には「個人番号カードの有効期限のお知らせ」等の表現としている。

2. 業務の概要

- ・ 2020年1月以降、電子証明書（利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書）及び個人番号カードが有効期限を迎える住民(※1)に対し、**約3ヶ月前(※2)**に有効期限切れ通知書を送付する。
- ・ 機構から市区町村へ「有効期限切れ対象者一覧(通知予定)」を送付以降、住民によるカード申請までの流れは以下の通りである。

項番	項目	作業内容	実施担当	実施期間
1	有効期限切れ対象者一覧 (通知予定) 受領及び確認	機構から市区町村のCSに対して送信された、「有効期限切れ対象者一覧（通知予定）」（CSVファイル）を受領して、内容を確認する。	市区町村	有効期限の5.5ヶ月前 ～5ヶ月前
2	交付申請書入力 (送付先情報の最新化)	項番1の「有効期限切れ対象者一覧（通知予定）」をもとに、申請書IDが登録されていない対象者について交付申請書入力から送付先情報の最新化を実施(※3)する。	市区町村	有効期限の5.5ヶ月前 ～4ヶ月前
3-1	有効期限切れ対象者一覧 (発送結果) 受領及び確認	機構から市区町村のCSに対して送信された、「有効期限切れ対象者一覧（発送結果）」（CSVファイル）を受領して、内容を確認する。	市区町村	有効期限の3.5ヶ月前
3-2	印刷事業者向け対象者一覧 送付	機構から印刷事業者に対し、「印刷事業者向け対象者一覧」が送付される。	機構	有効期限の3.5ヶ月前
4	有効期限切れ通知書の印刷 および発送	印刷事業者が有効期限切れ通知書を印刷し住民へ発送する。	印刷事業者	有効期限の3.5ヶ月前 ～3ヶ月前
5	有効期限切れ通知書受領 およびカード交付申請	住民は有効期限切れ通知書を受領し、有効期限切れ通知書に印字されている内容をもとに申請を行う。	住民	有効期限切れ通知書 受領後から

※1 有効期限切れ通知書の発送対象住民について

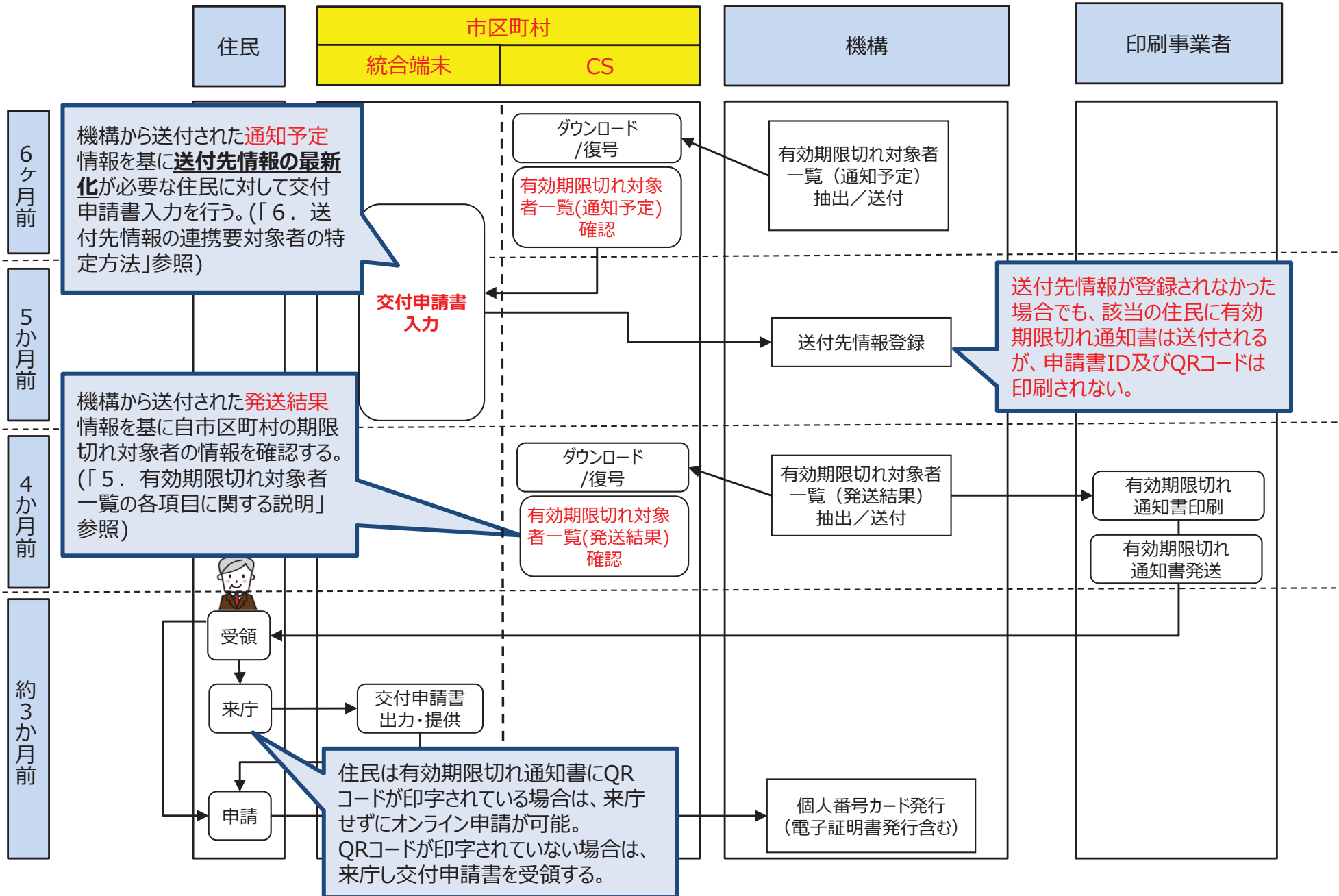
- ①日本人住民および省令29条の対象となる外国人住民（※）であること。
※「7.有効期限切れ通知書発送対象となる外国人住民について」参照
- ②居所登録（※）されていない方であること。
※「8.居所の判定方法について」参照

※2 二次運用期間から、有効期限切れの約3カ月前に有効期限切れ通知書を送付する。

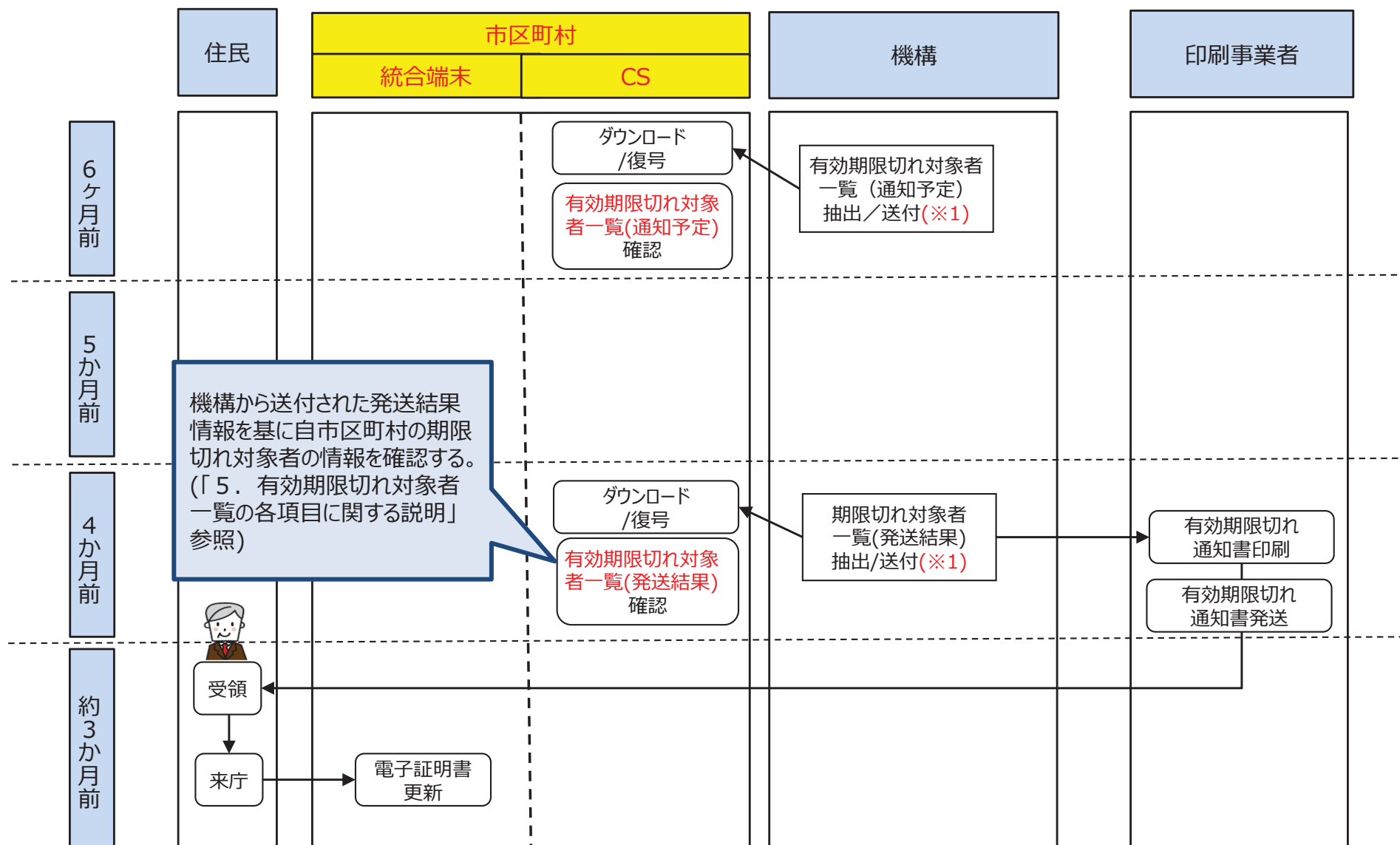
※3 実施期間内に「交付申請書入力」が行われなかった場合、当該住民の通知書にはオンライン申請や証明用写真機からの申請に必要な申請書ID及びQRコードが印字されない。

3. 業務フローとスケジュール

3. 1. 個人番号カード有効期限切れまたは個人番号カード及び電子証明書有効期限切れの場合



3. 2. 電子証明書のみ有効期限切れの場合

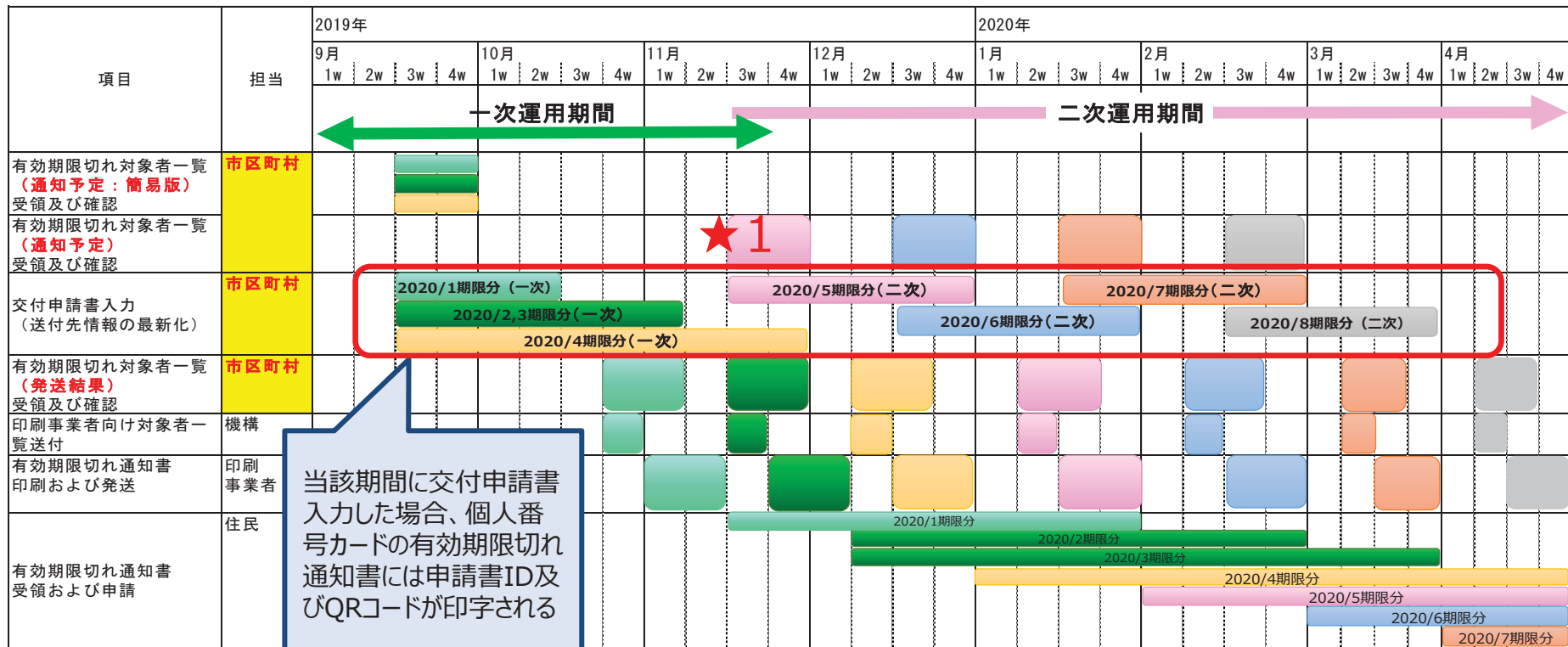


※1 有効期限切れ通知書の発送対象は、日本人および省令29条の対象となる外国人住民であるが、有効期限切れ対象者一覧(通知予定、発送結果)には、当該期間に有効期限切れを迎える全住民の情報と、発送対象外となった理由等が格納されている。

3. 3. 有効期限切れ対象者一覧の受領からカード申請までのスケジュール

3. 3. 1. 有効期限切れ通知書発送に関する運用スケジュール

一次運用期間及び二次運用期間を含めた今後の運用スケジュールを以下に示す。



<p>一次運用期間</p> <p>2020年1月から4月までの間に有効期限が切れる住民への対応は、二次運用より全体的に短期間、且つ制限機能での運用となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月有効期限切れ対象者のフロー (2019年10月12日までに交付申請書入力) 2020年2,3月有効期限切れ対象者のフロー (2019年11月18日までに交付申請書入力) 2020年4月有効期限切れ対象者のフロー (2019年11月30日までに交付申請書入力)
<p>二次運用期間</p> <p>2020年5月に有効期限切れとなる対象者から通常運用とし、2019年11月下旬より有効期限切れ対象者一覧(通知予定)が送付される。★1</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年5月有効期限切れ対象者のフロー 2020年6月有効期限切れ対象者のフロー 2020年7月有効期限切れ対象者のフロー 2020年8月有効期限切れ対象者のフロー

3. 3. 2. 一次運用期間のスケジュール

2020年1月から4月に個人番号カードの有効期限切れとなる対象者の情報「有効期限切れ対象者一覧(通知予定：簡易版)」が、2019年9月中旬に機構から各市区町村のCSへ送信される。

各市区町村では、期日内に交付申請書入力(送付先情報の登録/更新)を行う必要がある。

以下に、一次運用期間のスケジュールを示す。

項目	担当	2019年9月				2019年10月				2019年11月				2019年12月				2020年1月				2020年2月				2020年3月				2020年4月			
		1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w				
有効期限切れ対象者一覧 (通知予定：簡易版) 受領及び確認	市区町村																																
交付申請書入力 (送付先情報の最新化)	市区町村																																
有効期限切れ対象者一覧 (発送結果) 受領及び確認	市区町村																																
印刷事業者向け対象者 一覧送付	機構																																
有効期限切れ通知書印刷 および発送	印刷 事業者																																
有効期限切れ通知書受領 および申請	住民																																

当該期間に交付申請書入力を行った場合、個人番号カードの有効期限切れ通知書には、申請書ID及びQRコードが印刷される。

凡例：

- 2020年1月有効期限切れ対象者のフロー
- 2020年2,3月有効期限切れ対象者のフロー
- 2020年4月有効期限切れ対象者のフロー

①有効期限切れ対象者一覧(通知予定：簡易版)について

- ・ 一次運用期間だけに使用するもので、2019年9月19日時点の情報から2020年1月から4月までに有効期限切れとなる住民を抽出し、9月20日から9月27日までに全市区町村へ送信される。
※抽出条件は、「有効期限切れ対象者(省令29条の対象者を含む)」となっており、**居所判定は行っていない。**
- ・ 各月毎にファイルが作成され、4ファイルを一度に全市区町村へ送信される。
- ・ 対象者が該当月にいない場合は0件レコードのファイルが送信される。

②有効期限切れ対象者一覧(通知予定：簡易版)及び有効期限切れ対象者一覧(発送結果)はともに、17時から全市区町村のCSへ順次送信される。なお、機構がファイル送信時にCSのサービスが終了していた場合、翌営業日のCSサービス開局後に送信される。

③交付申請入力(送付先情報の登録/更新)期限について

2020.1月期限切れ分:2019.10.12、 2020.2月/3月期限切れ分:2019.11.8、 2020.4月期限切れ分:2019.11.30

④有効期限切れ対象者一覧(発送結果)は、「5.2. 有効期限切れ対象者一覧の各項目(二次運用期間)」のレイアウトで送信される。

※ 有効期限切れ対象者一覧(通知予定:簡易版)のファイルレイアウトについては「5.1. 有効期限切れ対象者一覧(通知予定：簡易版)の各項目(一次運用期間)」参照。

3. 3. 3. 二次運用期間のスケジュール

2020年11月下旬に実施する「有効期限切れ対象者一覧(通知予定)」の作成(2020年5月に有効期限切れとなる対象者分)から、二次運用期間となる。

各市区町村では、一次運用期間と同様に期限内に交付申請書入力(送付先情報の登録/更新)を行う必要がある。以下に、二次運用期間のスケジュールを示す。

項目	担当	N-6月				N-5月				N-4月				N-3月				N-2月				N-1月				N月			
		1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w
有効期限切れ対象者一覧 (通知予定) 受領及び確認	市区町村																												
交付申請書入力 (送付先情報の最新化)	市区町村																												
有効期限切れ対象者一覧 (発送結果) 受領及び確認	市区町村																												
印刷事業者向け対象者 一覧送付	機構																												
有効期限切れ通知書印刷 および発送	印刷事業者																												
有効期限切れ通知書受領 および申請	住民																												

当該期間に交付申請書入力を行った場合、
個人番号カードの有効期限切れ通知書には、
申請書ID及びQRコードが印刷される。

凡例: N月有効期限切れ対象者のフロー
 N+1月有効期限切れ対象者のフロー

- ① 交付申請書の入力は、毎月月末が期限である。
- ② 有効期限切れ対象者一覧(通知予定)は、毎月1日から数えて土日祝日を除く10営業日目時点の情報をもとに作成し、12~16営業日までに全市区町村のCSへファイルが送信される。
- ③ 有効期限切れ対象者一覧(発送結果)は、毎月1日から数えて土日祝日を除く1営業日目時点の情報をもとに作成し、3~7営業日までに全市区町村のCSへファイルが送信される。

※有効期限切れ対象者一覧(通知予定)、有効期限切れ対象者一覧(発送結果)ともに17時から全市区町村のCSへ順次送信される。
 ※ファイル送信後にCSのサービスが終了していた場合、翌営業日のCSサービス開局後に送信される。

4. 有効期限切れ対象者一覧の参照方法に関する説明

①有効期限切れ対象者一覧を復号する。(CSで実施)

- ・ 機構より送付された有効期限切れ対象者一覧を復号する。
- ・ 有効期限切れ対象者一覧のファイル名称は以下の通り。

一覧種別	ファイル名称 (復号前)	ファイル名称 (復号後)
通知予定	JCCJKccccccyyyymmddnnF.dat	IFOPA035_ ccccc_YYYYMM_YYYYMMDDhhmmss.csv
発送結果	JCCJKccccccyyyymmddnnF.dat	IFOPA036_ ccccc_YYYYMM_YYYYMMDDhhmmss.csv

【凡例】

cccccc : 市町村コード(政令指定都市の場合は市コード)
yyyymmdd : ファイル作成年月日
nn : 連番
F : 固定

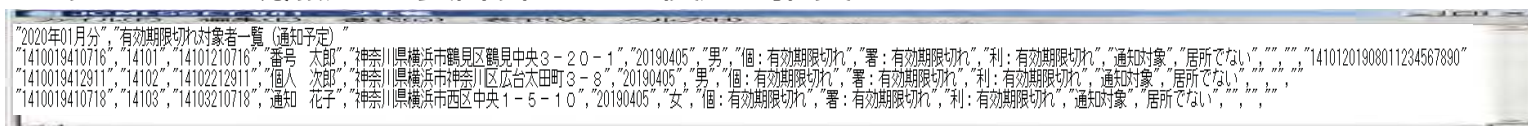
【凡例】

cccccc : 市町村コード(政令指定都市の場合は市コード)
YYYYMM : 有効期限年月
YYYYMMDDhhmmss : ファイル作成年月日時分秒

- ・ 送付された有効期限切れ対象者一覧の格納先及び復号手順は、「運用保守手引書 (本編) 付録 41 カード管理システム連携受信ファイル復号ツール」を参照。
※ 通知カード管理簿情報の機構からの送信ファイルと同じファイル名で本通知も行う。
- ・ ファイルは復号前、復号後ともに市単位で作成する。(政令指定都市の場合も市単位で作成)
- ・ 有効期限切れ対象者一覧の文字コードはUTF-8、改行コードはCR+LFとする。

②有効期限切れ対象者一覧を展開する。

- ・ 復号した有効期限切れ対象者一覧をメモ帳等のテキストエディタで開く。
※見やすさの観点から、表計算ソフトの使用を推奨する。



- ※ 有効期限切れ対象者一覧の各項目は、「5. 1. 有効期限切れ対象者一覧(通知予定:簡易版)の各項目 (一次運用期間) 」及び「5. 2. 有効期限切れ対象者一覧の各項目 (二次運用期間) 」を参照。
- ※ 有効期限切れ対象者一覧は住基ネット明朝のフォントで見ない場合、一部の特殊な外字等が正しく表示されないことがある。

5. 有効期限切れ対象者一覧の各項目に関する説明

5. 1. 有効期限切れ対象者一覧（通知予定：簡易版）の各項目（一次運用期間）



① 一覧の対象年月および名称

項番	項目名	項目概要
1	有効期限切れ年月	本リスト対象者の所持する個人番号カードまたは個人番号カードかつ電子証明書が有効期限切れとなる年月を示す。 「yyyy年mm月分」形式。
2	出力種別	本リストの名称および用途を示す。 「有効期限切れ対象者一覧（通知予定：簡易版）」…送付先情報の登録を行う対象者の一覧を把握するため使用する一覧。

② リスト出力項目

項番	項目名	項目概要
3	有効期限切れ年月	本リスト対象者の所持する個人番号カードまたは個人番号カードかつ電子証明書が有効期限切れとなる年月を示す。 「yyyymm」形式。
4	市町村コード	有効期限切れ対象者の市町村コードを示す。(政令指定都市の場合は区コード)
5	住民票コード	有効期限切れ対象者の住民票コードを示す。

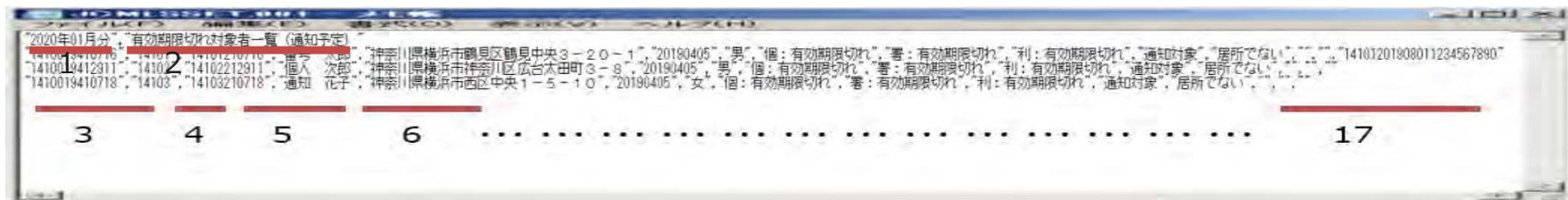
有効期限切れ対象者一覧（通知予定：簡易版）に出力する対象者は以下の条件に合致した住民を出力する。

- ・ 2020年1月～4月に個人番号カードまたは個人番号カードかつ電子証明書が有効期限切れとなる住民
- ・ 個人番号カードの運用区分が11（運用中）もしくは12（一時停止）であること。
- ・ 日本人及び通知対象となる外国人（※）であること。

※「7.有効期限切れ通知書発送対象となる外国人住民について」参照

電子証明書のみ有効期限切れとなる住民は有効期限切れ対象者一覧（通知予定：簡易版）の対象にならない。 5-1

5. 2. 有効期限切れ対象者一覧の各項目（二次運用期間）



① 一覧の対象年月および名称

項番	項目名	項目概要
1	有効期限切れ年月	本リスト対象者の所持する個人番号カードまたは電子証明書が有効期限切れとなる年月を示す。 「yyyy年mm月分」形式。
2	出力種別	本リストの名称および用途を示す。 「有効期限切れ対象者一覧（通知予定）」・・・送付先情報の登録が必要な住民を特定するために使用する一覧。 「有効期限切れ対象者一覧（発送結果）」・・・有効期限切れ通知書の発送有無を確認するために使用する一覧。

② 住民の4情報 ※当月の期限切れ対象者が存在しない場合は以下の項目は出力されない

項番	項目名	項目概要
3	カード発行番号	有効期限切れとなる個人番号カード、または有効期限切れとなる電子証明書が搭載された個人番号カードのカード発行番号を示す。
4	市町村コード	有効期限切れ対象者の市町村コードを示す。(政令指定都市の場合は区コード)
5	住民票コード	有効期限切れ対象者の住民票コードを示す。
6	利用者氏名	有効期限切れ対象者の氏名を示す。 ※外字は中点「・」で表示される。
7	利用者住所	有効期限切れ通知書の宛先となる住所を示す。 ※外字は中点「・」で表示される。
8	生年月日	有効期限切れ対象者の生年月日を示す。「yyyymmdd」形式。
9	性別	有効期限切れ対象者の性別を示す。「男」「女」「不明」

③有効期限切れ対象

項番	項目名	項目概要
10	個人番号カード有効期限切れ対象	有効期限切れとなる個人番号カードの有無を示す。 ・有り…「個：有効期限切れ」と表示される。 ・無し…「個：」と表示される。
11	署名用電子証明書有効期限切れ対象	有効期限切れとなる署名用電子証明書の有無を示す。 ・有り…「署：有効期限切れ」と表示される。 ・無し…「署：」と表示される。
12	利用者証明用電子証明書有効期限切れ対象	有効期限切れとなる利用者証明用電子証明書の有無を示す。 ・有り…「利：有効期限切れ」と表示される。 ・無し…「利：」と表示される。

④有効期限切れ通知書発送情報

項番	項目名	項目概要
13	有効期限切れ通知対象	有効期限切れ対象者への有効期限切れ通知書発送の有無を示す。 ・有り…「通知対象」と表示される。 ・無し…「通知対象外」と表示される。
14	居所判定結果	有効期限切れ対象者の宛先情報の住所と本人確認情報の住所を比較（＝居所判定（※1））した結果を示す。 <日本人住民および省令29条の対象である外国人住民（※2）> ・一致…「居所でない」と表示される。 ・不一致…「居所である」と表示される。 <省令29条の対象外である外国人住民（※2）> ・「－」が表示される。 （※1）居所判定の仕様については、「8.（留意事項）居所の判定方法について」を参照 （※2）有効期限切れ通知書送付対象の外国人住民は「7. 有効期限切れ通知書発送対象となる外国人住民について」を参照
15	第30条の45に規定する区分	有効期限切れ対象者が外国人住民の場合に、第30条の45に規定する区分を示す。（日本人住民の場合は値なし。）「中长期在留者」「特別永住者」「一時庇護許可者」「仮滞在許可者」「出生による経過滞在者」「国籍喪失による経過滞在者」
16	外国人在留期限有無	有効期限切れ対象者が外国人住民の場合、在留期間等の有無を示す。（日本人住民の場合は値なし。） ・無し…「在留期限なし」と表示される。 ・有り…「在留期限あり」と表示される。
17	有効期限切れ通知書に記載される申請書ID	有効期限切れ通知書に記載する申請書IDを示す。ただし、項番10「個人番号カード有効期限切れ対象」が無しの場合は、申請書IDがある場合でも、有効期限切れ通知書には、申請書IDは印字されない。

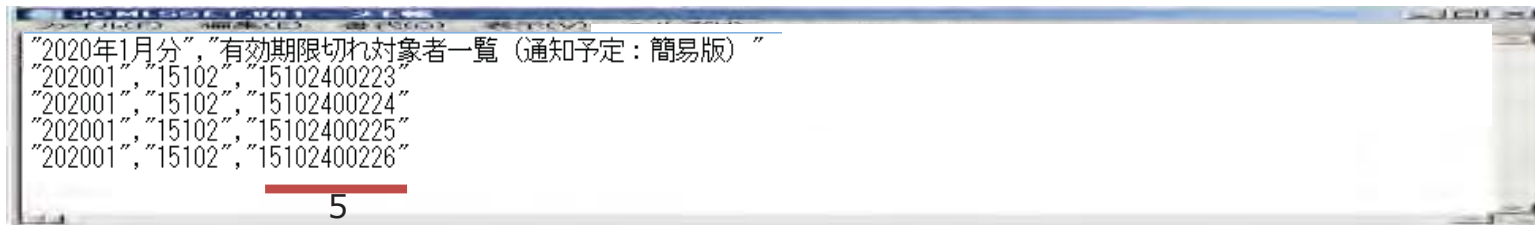
6. 送付先情報の連携要対象者の特定方法

6. 1. 送付先情報の連携要対象者の特定方法（一次運用期間）

① 交付申請書入力用の情報を確認する。

有効期限切れ対象者一覧(通知予定：簡易版)「IFOPA035_ccccc_YYYYMM_YYYYMMDDhhmmss.csv」を参照する。

- ・ リスト出力されている住民票コードを全て控える。
 - － (項番5) 住民票コード



② 交付申請書入力を実施する。（統合端末で実施）

- ・ ①で控えた住民票コードをもとに、個人番号カード発行状況照会画面から本人確認情報検索による検索を行う。
- ・ 個人番号カード発行状況照会画面に表示された検索結果から、最新のカードの「カード発行状況」項目を確認し、「申請書送付済」以外であれば、交付申請書入力を行う。
- ・ 最新のカードの「カード発行状況」項目が、「申請書送付済」となっている場合は、交付申請書入力は不要。

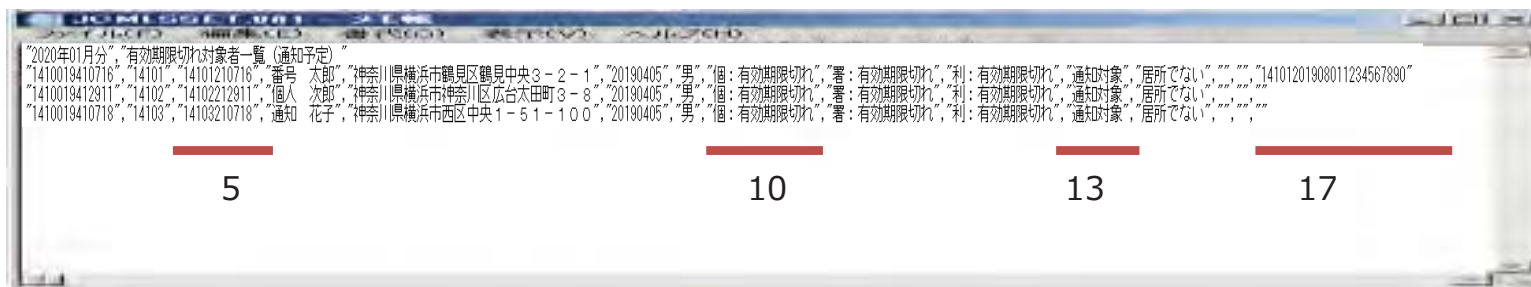
※個人番号カード発行状況照会の手順は「操作手引書（操作手順／個人番号カード管理編）2.3.4 個人番号カード発行状況照会」を参照。

※交付申請書入力の手順は、「操作手引書（操作手順／統合端末編）2.3.50 個人番号カード交付申請書入力」を参照。

6. 2. 送付先情報の連携要対象者の特定方法（二次運用期間）

① 交付申請書入力要否を確認する。

- 有効期限切れ対象者一覧(通知予定)「IFOPA035_ cccc_YYYYMM_YYYYMMDDhhmmss.csv」を参照する。



- 有効期限切れ対象者一覧（通知予定）の各項目の値が以下の条件に合致した住民を検索する
 - （項番10） 個人番号カード有効期限切れ通知対象：「個：有効期限切れ」
 - （項番13） 有効期限切れ通知対象：「通知対象」
 - （項番17） 有効期限切れ通知書に記載される申請書ID：「」（空欄）
- 条件に合致した住民について、住民票コードを控える。
 - （項番5） 住民票コード

※表計算ソフト（Excel2016）を使用した場合の確認方法例を以下に示す。

- 有効期限切れ対象者一覧（通知予定）を表計算ソフトで開く。
- ファイルの1行目を選択して、「データ」メニューから「フィルタ」を選択する。
- 項番10、項番13、項番17の「▼」ボタンをクリックして、上記①の条件で表示データを絞り込む。
- 絞り込んだ結果、表示されたままのデータの項番5（住民票コード）を控える。

※当該CSVファイルの読み込み時には、ファイルをダブルクリックしてExcelを起動すると文字化けしますので、Excelの「テキスト・インポート・ウィザード」機能を使用してください。

② 交付申請書入力を実施する。（統合端末で実施）

- ①で控えた住民票コードをもとに、交付申請書入力を行う。
- 交付申請書入力の手順は、「操作手引書(操作手順／統合端末編)2.3.50 個人番号カード交付申請書入力」を参照。

7. 有効期限切れ通知書発送対象となる外国人住民について

- ・有効期限切れ通知書の送付は、日本人住民及び省令29条の対象となる外国人住民に対して実施する。
- ・省令29条の対象となるのは、在留期間の定めがない外国人住民である。
- ・在留期間の定めがない外国人住民としては、第30条の45に規定する区分が「特別永住者」、または一部の「中長期在留者」が該当する。
- ・省令29条の対象でない外国人住民は、有効期限切れ対象者一覧には掲載されるが、有効期限切れ通知書は送付されない。

項番	第30条の45に規定する区分	在留期間等満了日	省令29条対象かどうか 対象：○／対象外：×
1	中長期在留者	なし	○
2		あり	×
3	特別永住者	なし	○
4	一時庇護許可者	あり	×
5	仮滞在許可者	あり	×
6	出生による経過滞在者	あり	×
7	国籍喪失による経過滞在者	あり	×

- ・有効期限切れ対象者一覧で発送対象となる外国人住民の特定方法は以下の通り。
 - －（項番15）第30条の45に規定する区分：「中長期在留者」もしくは「特別永住者」
 - －（項番16）外国人在留期限有無：「在留期限なし」上記以外の組み合わせは有効期限切れ通知書は送付されない。
- ・当該項目は送付先情報として市区町村から連携された外国人住民情報（第30条の45に規定する区分、在留期間等満了日）をもとに判定している。

8. 居所の判定方法について

震災の影響やDV等被害者の方で住民票の住所地において、現状通知カードを受け取れない方は居所登録が行われている。

居所登録の中にDV等被害者の方が含まれていることから、居所と判定した場合は有効期限切れ通知書を発送しない。以下に、居所の判定基準を示す。

【判定1】送付先情報の宛先情報(※1)の住所と本人確認情報の住所とを比較する。

- 一致している場合 → 住所は居所でない
- 一致していない場合 → 判定2へ

【判定2】送付先情報の宛先情報の住所および本人確認情報の住所の全角スペースを全て除去した住所を比較する
(全角スペースの位置および有無が異なる場合の表記ゆれを吸収)

- 一致している場合 → 住所は居所でない
- 一致していない場合 → 判定3へ

送付先情報の宛先情報の住所		本人確認情報の住所
スペース除去前	〇〇県 △△市 ▽▽町 1丁目 2番3-5号	〇〇県△△市▽▽町1丁目2番3-5号
スペース除去後	〇〇県△△市▽▽町1丁目2番3-5号	

← 比較 →

【判定3】送付先情報の宛先情報の住所先頭に都道府県名があるかをチェックし、なければ都道府県名を付加したうえで住所を比較する(住所先頭の都道府県の有無が異なる場合の表記ゆれを吸収)

- 一致している場合 → 住所は居所でない
- 一致していない場合 → 住所は居所である

送付先情報の宛先情報の住所	本人確認情報の住所
△△市××区▽▽1丁目2番地34	〇〇県△△市××区▽▽1丁目2番地34

※1 送付先情報の宛先情報・・・送付先情報入力画面の宛先情報の項目に入力したものであり、通知カードの送付先やカード交付通知書の送付先として使用されている住所

※ 制約事項

以下の運用を行われている場合は、該当する住民は「居所である」とみなされ通知されない。

①本人確認情報の住所に外字が含まれる場合に、送付先情報の宛先情報の住所を代替文字で設定されている場合

例) 本人確認情報の住所 : ○○県△△市久□丁目□番地□

送付先情報の宛先情報の住所 : ○○県△△市●(外字) □丁目□番地□

②送付先情報の宛先情報の住所を設定する際に、郡名等県名以降も削っている場合

例) 本人確認情報の住所 : ○○県××郡××町□丁目□□番地

送付先情報の宛先情報の住所 : ××町□丁目□□番地

※送付先情報の宛先情報について

- 居所の判定に使用する送付先情報の宛先情報は、機構で期限切れ対象者情報の抽出時点で最新の情報を使用する。
- 抽出時点で、個人番号カード交付後に送付先情報を登録していない場合は、個人番号カードの交付を行った際に登録されている送付先情報の宛先情報を使用する。
- 個人番号カードの交付時点で登録されている送付先情報の宛先情報を使用して居所判定を行った場合、5年前もしくは10年前の送付先情報の宛先情報を使用することとなり、個人番号カード交付時点では居所登録されていたが、現在は居所登録が不要な住民に対し、「居所である」と判定し、有効期限切れ通知書が発送されない可能性がある。
- また、個人番号カード交付時点では居所登録されていた住民が、個人番号カード交付後に転居した場合、居所判定で「居所でない」と判定し、有効期限切れ通知書が発送される可能性がある。

9. 有効期限切れ通知書等について

9. 1. 有効期限切れ通知書同梱物について

有効期限切れ通知書を住民に送付する際、封筒に同梱するものは以下の通り。

1. 有効期限切れ通知書……………イメージを「9.2. 有効期限切れ通知書イメージ」に示します。
2. 申請の流れを案内するパンフレット……………検討中
3. 代理人委任状（電子証明書用）……………検討中
4. 代理人委任状用封筒（電子証明書用）…検討中

9. 2. 有効期限切れ通知書イメージ

9. 2. 1. 有効期限切れ通知書イメージ（個人番号カード・電子証明書 QRコード印字あり）

000-0000
〇〇県〇〇市△△町〇〇番地〇〇号

番号 花子 様

個人番号カード・電子証明書の有効期限通知書に関するお問い合わせ
個人番号コールセンター
0120-95-0178

個人番号カード・電子証明書の有効期限通知書の記載事項に誤りや変更がある場合のお問い合わせ
(市町村窓口)

〇〇市市民課
〇〇県〇〇市△△町〇〇-〇-〇

個人番号カード・電子証明書の有効期限のお知らせ

現在お持ちの個人番号カード・電子証明書について、有効期限が近づいています。このお知らせが届いた方は、更新手続きが可能ですので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続きをしてください。
※ スマートフォンや証明写真機からの更新手続きが便利です。

利用者氏名	番号 花子
有効期限	2020年の誕生日まで
有効期限が到来するもの	個人番号カード 電子証明書
申請手続き	マイナンバーカードの申請手続き <窓口申請><おうち申請>

あなたのマイナンバーカードの申請手続きは、<窓口申請><おうち申請>です。

- ① スマートフォンで申請（交付申請用QRコードは右下にあります。）
- ② 証明写真機で申請（交付申請用QRコードは右下にあります。）
- ③ パソコンで申請
- ④ 郵送で申請
- ⑤ 市区町村の窓口で申請

それぞれの申請手続きについては、有効期限のご案内パンフレットをご覧ください。

- 本通知書に記載されている情報は、令和〇〇年〇〇月〇〇日時点の情報となります。
- このお知らせは、交付申請書ではありません。

申請書ID	00000000000000000000000000000000
-------	----------------------------------

交付申請用
QRコード(URL)

交付申請書入力した場合、個人番号カードの有効期限切れ通知書には申請書ID及びQRコードが印字される

※有効期限切れ通知書の記載内容は変更となる可能性がある。正式版は改めて通知する。

9. 2. 2. 有効期限切れ通知書イメージ（個人番号カード・電子証明書 QRコード印字なし）

000-0000
〇〇県〇〇市△△町〇丁目〇番地〇号

番号 花子 様

個人番号カード・電子証明書の有効期限通知書に関するお問い合わせ
個人番号コールセンター
0120-95-0178

個人番号カード・電子証明書の有効期限通知書の記載事項に誤りや変更がある場合のお問い合わせ
(市町村窓口)

〇〇市市民課
〇〇県〇〇市△△町〇-〇-〇

個人番号カード・電子証明書の有効期限のお知らせ

現在お持ちの個人番号カード・電子証明書について有効期限が近づいています。このお知らせが届いた方は、更新手続きが可能ですので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続きをしてください。

利用者氏名	番号 花子
有効期限	2020年の誕生日まで
有効期限が到来するもの	個人番号カード 電子証明書
申請手続き	マイナンバーカードの申請手続き <窓口申請>

あなたのマイナンバーカードの申請方法は、<窓口申請>です。
市区町村の窓口へお越しください。
詳しくは、有効期限のご案内パンフレットをご覧ください。

- 本通知書に記載されている情報は、令和〇〇年〇〇月〇〇日時点の情報となります。
- このお知らせは、交付申請書ではありません。

①

※有効期限切れ通知書の記載内容は変更となる可能性がある。正式版は改めて通知する。

9. 2. 3. 有効期限切れ通知書イメージ（電子証明書）

000-0000
〇〇県〇〇市△△町〇町目〇番地〇号

番号 花子 様

〇〇市市民課
〇〇県〇〇市△△町〇-〇-〇

電子証明書の有効期限に関するお問い合わせ
個人番号コールセンター
0120-95-0178

有効期限通知書の記載事項に誤りや変更がある場合の
お問い合わせ（市町村窓口）

電子証明書の有効期限のお知らせ

現在お持ちの個人番号カードに搭載されている電子証明書について、有効期限が近づいています。
このお知らせが届いた方は、更新手続きが可能ですので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続きをしてください。

利用者氏名	番号 花子
有効期限	2020年の誕生日まで
有効期限が到来するもの	電子証明書
申請手続き	電子証明書の更新手続き ＜窓口申請＞

電子証明書の更新手続きは、＜窓口申請＞です。
お住まいの市区町村の窓口へお越しください。
必要書類、この有効期限通知書、マイナンバーカードをお忘れなく！

必要書類や、注意事項は、有効期限のご案内パンフレットをご覧ください。

- 本通知書に記載されている情報は、令和〇〇年〇〇月〇〇日時点の情報となります。
- このお知らせは、交付申請書ではありません。

①

※有効期限切れ通知書の記載内容は変更となる可能性がある。正式版は改めて通知する。